

平成27年度第3回 文化財保護委員会 抄録

(市民憲章唱和)

1 あいさつ

(教育長)

(委員長)

2 協議事項

(1)安城市指定史跡古井戸跡について

(事務局)

【資料説明】

(委員長)

今の位置が指定地となっていますので継続するのが良い。市内の史跡として他物件を見ると、国指定史跡と異なり、地下に遺構が埋設していないものもある。代表的なものでは安城町の「西尾辨財天」、里町の「鎌倉街道及び花の瀧伝承地」。この議論に従えば、国指定史跡と類似のものではないが、伝承地という名称で地域の文化財として指定を広げていくのが良いと思う。これには市文化財条例を変える必要があるだろうが、国指定についてみても戦前と戦後を比べると戦後は考古資料・民俗資料が重要文化財に入ってきた。将来的には地域、市指定文化財でもそうした指定分野を広げる、伝承地の類も市民皆さんで守っていくという方向で変化していってみたい。また、これまで指定文化財として認め、守ってきたのだから、それを引き継ぐということに整合性もある。

(委員)

伝承地も守っていくのは大変良いことだが、古井戸が本来あった場所が重要。古井戸跡については地域のアイデンティティとしての伝承地と史跡に分けた方が良いのではないか。古井戸が本来あった場所をしっかりと守るためにも必要。

(事務局)

文化財保護条例の中に伝承地の規定はないので、現状では史跡の枠組みで認識している。

(委員)

平成10年指定時には、古井戸は地名伝承の根拠となるものと認識したが、どのような判断で史跡指定されたのか。

(事務局)

指定申請書に基づけば、申請者は古井町内会、三河国の四名泉として桜井戸、藤井戸、浅井戸、古井戸として著名だったが、井戸に痛みがあったため道路際に移転整備したものを指定したということになる。

(委員)

古井戸が本来あった場所も意識しておかないといけない。旧井戸が埋蔵されているだけになると、将来的には指定の維持が難しくなるのではないか。伝承地とその裏づけがあるから史跡ということになるので、裏づけがないと史跡として納得できるものにならない。

(委員)

指定文化財として継続で良いかと思うが、やはり本来の場所もしっかり保護していく視点を持たねばならない。

(委員長)

敷地東南の指定地を保護したからといって旧井戸跡は開発して良いということにはならないということでしょうか。とすれば、旧井戸は埋蔵文化財包蔵地として扱っていくべきだろう。

(委員)

旧井戸は開発によりまったくなくなるのか、それとも地下に埋蔵されているのかが重要な問題だ。旧井戸が全部なくなってしまったところについて、ここが史跡指定地というのはいいづらい。現在の指定地はあくまでレプリカであり、本来の井戸跡を明示してもらうような史跡看板が必要。これで開発されて指定解除になれば前例になるし、その逆も前例になる。10 数年間は指定文化財として守ってきたわけだから、将来的にも指定を維持する、維持するための根拠も必要だ。

(委員長)

旧井戸はしっかり調査する段階に入ったということか。

(委員)

古井戸跡についての伝承は、地元でどの程度残ってきたのか。

(委員長)

簡単に言えばほとんど残っていない。ヤマトヒメも実在する人物ではない。ただし、20世紀の人々が大切にしていたのは事実。近年の発掘調査で近接する井ノ池遺跡では遺構・遺物が確認されており、そこと関係するものと考えられる。

(事務局)

市指定文化財については、地元の人も公園ができることを含めて賛成し、応援してくださっている側面もある。古井戸跡は、古井という地名伝承地として後世に残すために公有化するということについては 24 m²について市として結論を出すことは、これまでの経緯から考えても可能かと思う。ただし、公園は関係がなくなった場合、この古井戸跡を残す意味があるのか、文化財保護委員会が指定解除という方向にならないのかということを確認しておきたい。

(委員長)

これは安城の文化財を市民が大事にしてくださるための重要な問題であり、指定文化財として価値がある。それから、その面積には入っていないが、旧井戸跡も視野に入れ、実際には調査という結論になるかと思う。勧告などの時期については事務局に一任するというところでよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

(2)新指定文化財候補について

(事務局)

【資料説明】

(委員)

7の本證寺文書、11の都築家文書にしても資料が膨大で整理段階であるとのことだが、指定文化財となるとその全貌がわかることが必須だと思う。文書資料整理の予算化、また促進する方向で調整できないか。現状で十分やっただいていることは理解しているが、日常業務が資料整理ばかりではないので、大学等へ資料整理委託するなど別の方法も検討する必要があるかと思う。内部でやっていくには難しいのではないか。

(委員)

まずは目録が作れると良い。

(事務局)

安城市としましても大学との連携がすでに始まっていますので、文化振興課としてもそうした道を見出していきたいと思う。予算化については検討させていただきたい。

(委員長)

このままでは指定物件がゼロ。私は1の御用材が指定物件になりうるものだと思う。年代が慶長1

0年(1605)について様々な意見があると思うが、有力な説である。科学的方法で年代測定してもそれはあくまで参考にしかならない。

(事務局)

御用材は今年中には年代測定を実施しますのでお待ちを。また、他の指定候補につきましても所有者の承諾を受けてからになるので、まだその時期ではないと思う。

(委員)

2のおきょうえんさんは大変重要なものだと思う。今後、地元へもう一度丁寧な聞き取り調査をして、どうしても後世に残してもらいたいということをおぼえてもらえれば働きかけが必要。急に地元から指定という話が出て中身を精査しないと保護委員会にかけていくには情報量が足りないことが多々ある。そうならないように、私も民俗方面の行事に参加させていただき、観察記録する中で地元にお返して指定に向けた意識を高めていきたいと思う。

(事務局)

事務局としても1月30日に公園整備計画を含めた地元勉強会を開催した。地元から24名参加者を得た第1回勉強会では、おきょうえんさんについて江戸時代の文書史料に始まり、現在の状況について説明させていただいた。文化財への理解が広がっていくことを希望している。

(委員)

それは良い、文化財保護部局と地元がお互い議論し、そうする中で資料が出てくることもあるので丹念にやってほしい。岡崎市内の祭りに数年追っかけているが、違ったものが見えてくる。そうするとお祭りそのものの評価を変えることにも繋がるので、また安城市内の民俗文化財についてもお声がけしてほしい。

(委員長)

おきょうえんさん、今年、私も初めて見せていただいた。村の方が積極的に活動されていた。文化財ではともすれば消えてしまうかもしれないという問題が起こっているが、これは大丈夫だろうと思う。ただし、その上で調査研究と地元への働きかけが大切だ。

(委員)

昨年、桜井神社の棒の手を見せていただき、若い世代の熱意を感じた。若いリーダーの一言で子どもたちが動く姿、それが地元にも出てくる。それが伝承のすばらしさだと思う。棒の手については桜井のほか、西尾市の田貫の棒の手も調査をしているが、どちらも若い世代の意識が高まっている。これからも調査をする中で地元へ調査成果を戻していきたい。子どもたちにどういう形で残し、伝えるのかということ、無形文化財、有形文化財にも大切だと思う。

(委員)

おきょうえんさんは慶円さんという人物。お坊さんでいえば良寛さんなど「さん」付けはわずか。それだけ村に親しみを持たれた人ということになると思うが、この行事に参加することは野寺村の住民として認められるということとも言われている。またこの行事は野寺村だけ、檀家であるかないかは関係なしにこじんまりとしたものだが、伝統的に続けられてきた。文化財指定では規約で会長を設けなさいとかあるわけだが、窮屈でないものがこの行事だと私は考えている。伝統的な行事として継続していくかを皆さん心配いただいているが、私は指定しなくても続いていくことができると思う。

本證寺の建造物のうち、庫裏は市指定になっていない。現代的な改築もあり、寺の行事では不便なところがあり、檀家から建て直してみてもという意見があったので指定を受けていない。ただし、皆様ご承知のとおり史跡指定を受けたわけだから、今後は保存という形で残していきたいと考えている。昭和20年(1945)三河地震で倒れたものを起こしただけなので、次に地震がくれば壊れてしまうと思うので、修理が必要。市指定建造物として修理にかかりたいという地元の雰囲気がある。

7本證寺文書は古文書のかたまりとして一万点以上あるのは県下でも非常に珍しいものなので、内容は将来的だろうが、目録は先にとりあえず動いていただきたい。

(委員長)

委員の意見を聞いて全体を見ていきたいと思う。それでは、このままでよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

3 報告事項

(1) 博物館指定管理者の決定について

(事務局)

【資料説明】

(指定管理者)

【あいさつ】

(委員)

展示のアドバイスというのは、どういう点か。見せ方にとどまり、あくまで最終的な決定権は学芸員ということで良いか。

(事務局)

はい。展示の「見せ方」についてのアドバイス。展示の中身については立ち入らない仕様になっている。

(委員)

展示の件は了解した。続いてミュージアムショップだが、グッズの配置とかは行政の判断がしっかり入るのか。最近ではよその博物館では資料性の高い刊行物が廃棄されてしまったこともあった。そのあたりは担当学芸員の指導のもので行われるのか。

(事務局)

安城市、指定管理者が相互で在庫については確認するという。資料についての廃棄はあり得ない。

(委員長)

ここは文化財保護委員会で博物館協議会ではないが、この場で報告、説明いただきありがたい。特に安城市においては文化財保護と博物館運営は一体になっている、市民との繋がりについても同様。今後ともよろしく願いたい。

(2)その他

- ①国指定史跡姫小川古墳の崩落防止について
- ②本證寺境内保存活用計画検討会議について
- ③亀塚遺跡人面文土器について
- ④第31回国民文化祭・あいち2016について

(事務局)

【資料説明】

(事務局)

②本證寺境内については、公有地から漏れた部分については2063年構想として、今後の方針を設けた。こうした整備構想を持つことで本證寺境内の大切さを理解していただき、市民の機運を盛り上げるためにもあえて挙げた。

(部長挨拶)